

平成22年度 第29回 役員会議事要旨

日 時 平成23年 3月23日 (水) 10時30分～11時50分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，米倉理事，宮崎理事，緒方理事

オブザーバー 後藤学長室室長

- 学長から，第26回及び第27回の役員会議事要旨の確認依頼があった。
- 学長から，今回は審議決定事項が多いため，先の役員会及び教育研究評議会または経営協議会等で審議され，特に修正等がなかった案件について一括審議し，修正等が必要であった案件は個別に審議したい旨の発言があった。

【審議事項】

- (1) 佐賀大学全学教育機構規則の制定について
一括審議事項として，審議了承された。
- (2) 佐賀大学全学教育機構の設置に伴う関係規則等の一部改正について
一括審議事項として，審議了承された。
- (3) 国立大学法人佐賀大学外国人研究員就業規則の一部改正について
一括審議事項として，審議了承された。
- (4) 国立大学法人佐賀大学法人文書管理規程の制定について
学長から，本件は，4月から施行される「公文書等の管理に関する法律」に基づき，本学の法人文書管理規程を新たに制定する案件で，3月18日の教育研究評議会において，評議員から意見があった点等を踏まえ，一部修正した旨の説明があった。
また，総務部長から，修正した箇所として，本学の法人文書の管理状況の報告等を行う者を「総括文書管理者」から「学長」にした旨の補足説明があり，審議の結果了承された。

(5) 国立大学法人佐賀大学職員懲戒等規程の一部改正について

学長から、本件は、懲戒処分を受けた職員に対し、懲戒処分後に、業務上の措置を講ずることができるようにする案件で、3月18日の教育研究評議会において、評議員から意見があった点等を踏まえ、一部文言等を修正した旨の説明があった。

また、総務部長から、修正した箇所として、本規程の第22条第1項各号列記以外の部分中「部局等の長」の前に「学長及び」を加え、同条第3項中「当該大学教員の出席する」を削除した旨の補足説明があり、審議の結果了承された。

(6) 国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理規程等の制定について

一括審議事項として、審議了承された。

(7) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

一括審議事項として、審議了承された。

(8) 国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正について

一括審議事項として、審議了承された。

(9) 平成23年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について

一括審議事項として、審議了承された。

(10) 平成23年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算（案）について

—平成23年度予算編成における経営戦略について—

学長から、本件は、平成23年度本学の予算案に関する案件で、2月23日開催の役員会資料に一部修正があった旨の説明があった。

また、財務課長から、修正した箇所として、附属病院の再整備に伴う施設整備費補助金及び施設費貸付事業費は、予定価格等を類推されることなどから明記していなかったが、平成23年度年度計画の病院再整備における金額計上の必要性及び他大学等の状況等を踏まえ、本学も同経費を収入・支出予算に計上することとした旨及び病院再整備に係る工事契約は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事と分類して入札を実施することから、特定の工事について、予定価格等を類推されるおそれはないと判断した旨並びに3月18日開催の教育研究評議会と3月22日開催の経営協議会の資料は、修正した資料を提出している旨の補足説明があり、審議の結果了承された。

(11) 寄附講座の設置について

一括審議事項として、審議了承された。

- (12) 国立大学法人佐賀大学知的財産基本ポリシーの制定について
一括審議事項として、審議了承された。
- (13) 震災等被災学生にeラーニングによる講義等を提供する件について
学長から、本件は、東北関東大震災等により、大学での履修に困難をきたしている学生に対し、本学のeラーニングによる授業科目を、平成23年度に限り、無償で提供する案件である旨の説明があった。
また、教務課長から、本件を実施する際の措置及び規程（案）等の概要について補足説明があった。
その後、学長から、単位の授与について、本学での取得単位が実際在籍する大学での取得単位となるかの確認を周知すべきとの意見等があった。
さらに、財務部長から、財務的視点として、本件を無償で提供することについては、大学の責任でもって実施する限り、問題ないと思われるが、外部に対しての説明責任及び会計検査院の対応等、若干問題点が考慮される旨の説明があり、審議の結果了承された。
- (14) 平成23年度法令遵守実施計画について
学長から、本件は、2月23日開催の役員会において審議の上、制定された本学の法令遵守の基本方針及び実施要領に基づく、平成23年度の実施計画案である旨の説明があった。
また、総務課長から、本件の根拠となる「法令遵守のための実施要領」第4に基づく概要説明及び今後の実施状況・点検のPDCAサイクル等について補足説明があり、審議の結果了承された。
その後、監事から、第2期中期計画期間における5年間の全体計画像の作成要望があった。
- (15) その他
特になし。

【報告事項】

- (1) 佐賀大学公式ホームページリニューアルについて
総務課長から、本件については、これまでの意見、要望に応え、利便性を高めるため及び日経BPランキングの基準を参考にし、今年度はトップページのみのリニューアルとなったが、今後も、広報戦略会議メンバー等の意見を反映させ、また、日経BP以外の基準等も参考にし、本学の「顔」となるように整備・改訂していく旨の報告があった。

(2) 平成24年度概算要求(特別経費)事項について

財務課長から、本件については、教育室で評価1位の「地域連携による農業版 MOT 教育プログラム」と学術室の「地域の「近代化」モデル構築プロジェクト」の2件について概算要求を行う旨の報告があった。

(3) キャンパスマスタープランの策定について

中島理事から、本件については、本学の施設整備に関し、長期的ビジョンに沿って計画的に進める必要性から、施設マネジメント委員会のキャンパスごとのワーキング・グループが作成した計画を、委員会で審議した結果である旨の報告があった。

その後、学長から、写真及びポンチ絵等については、可能な限り大きく表示してほしい旨の要望があった。

(4) 佐賀大学キャリアガイダンス実施方針について

学務部長から、本件については、学生には社会的・職業的な自立に向けた指導を行うこと及び学内の体制を整備することなどから、全学的な本実施方針を制定し、それに伴い各学部の実施方針を定め、平成23年度から学生のキャリア教育の充実を目指していく旨の報告があった。

(5) 三つの方針について

学務部長から、本件について、学部については、佐賀大学学士力が制定されたことに伴い、学士力と整合するよう見直しを行い、また、研究科については、各研究科の独自の方針を取り纏め、3月14日開催の大学教育委員会で審議し、教育研究評議会に報告した旨及び今回制定した学部、研究科の三つの方針については、今後、各学部等のホームページで公開する旨の報告があった。

(6) 附属病院勤務医師等の処遇内容について

総務部長から、本件については、平成22年10月15日開催の役員会及び10月20日開催の経営協議会において、審議了承されている旨と本件の趣旨(目的)・背景、処遇の内容及び対象者、支給方法等について報告があった。

その後、理事から、他大学の状況等について説明があり、平成23年度以降については、早めの対応をお願いしたい旨の要望があった。

(7) その他

○ 文化教育学部の入学定員及び組織等の見直しについて

学長から、本件については、文部科学大臣通知に基づき、文化教育学部以外は、大学として説明できる見直しを報告いただいたが、文化教育学部

においては、議論自体も実施していない状況等であったことから、大学の責任として、3月9日開催の役員会で審議・決定した内容を、3月18日開催の教育研究評議会後に、文化教育学部長、副学部長、評議員及び各課程の代表者等に通知した旨の報告があった。